

総合地球環境学研究所実験施設委員会規則

平成 25 年 4 月 23 日制 定

規則第 31 号

令和 8 年 7 月 14 日最終改正

(設置)

第 1 条 総合地球環境学研究所に総合地球環境学研究所実験施設委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 実験施設の維持管理及び共同利用に関すること
- 二 毒劇物及び危険物の管理に関すること
- 三 実験廃棄物の貯留・廃棄・排出の管理に関すること
- 四 その他実験施設の管理運営に関する重要事項に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 計測・分析部門長
 - 二 研究教育職員のうち所長が指名した者
 - 三 研究支援課長及び財務課長
 - 四 その他所長が必要と認めた者
- 2 委員会に、前条に定める任務のうち、軽微なものを処理するために、実験施設利用者会議を置く。
- 3 実験施設利用者会議に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 総合地球環境学研究所室内実験安全管理委員会規則（平成22年2月23日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行す。

附 則

この規則は、令和3年9月14日から施行し、令和3年7月13日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年7月14日から施行する。